

みんなの要求みんなて実現！ 広げよう共同の輪！

大阪春闘共闘ニュー

No. 33

09年5月19日

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2
国労会館1F 大阪労連気付
TEL 06 (6353) 6421 FAX (6353) 6420

堺では資格証明書の世帯に短期保険証を交付

新型インフルエンザで誰もが安心して受診できるように

堺市では国民健康保険被保険者資格証明書が交付されている4、098世帯に対して、短期保険証を交付することを発表しました。

厚生労働省は、5月18日の通達で、発熱外来受診時に資格証明書を提示した時、被保険者証として扱うよう指示しました。この場合は、受診しないと、被保険者扱いになることがわかりません。

堺のように、短期保険証が交付されてこそ、受診をすすめることにつながります。

大阪労連は、厚生労働省が受診を促進する手立てをとるよう全労連を通じて要望しています。

また、「アルバイトに行ったら休んでくれと言われた。」(高校生)「海外に行くと契約を解除すると言われた。」などの相談がすでに労働相談センターに寄せられています。

高校生には「業務命令にあたるので賃金の全額支払いを求める。最低でも賃金の6割も休業補償がもらえる」と回答。後者の方には「契約時には海外渡航を認めていたうえ、検査もなくインフルエンザと決め付けることはおかしい。解雇理由にあたらぬ。」と回答しました。

「生活保護法は制定以来変えられていない。法にもとづいて請求していこう！」



地域労連の寄せられる相談にこたえる学習会

5月7日、大阪労連は「生活相談に強くなる学習会」を開催。自治労連の猿橋均さんは「生活保護法は制定以来変わっていない。通達などで運用が悪くされている。制定の精神にのっとって請求して行こう。」と呼びかけられました。

講演の後、主に地域労連から、具体的な質問が寄せられました。

Q「親と娘と同居の女性労働者が解雇された。住宅ローンを毎月5万円払っているが、生活保護

は受けられないのか？」

A 「持ち家があるのに、生活保護を受給することは資産形成につながるの、その場合は家を処分しないと行けないことになります。」

今後も、具体的な質問をQ&Aでお知らせしていきます。